

(定期点検業務仕様明細)

WEST19庁舎設備機器の定期点検業務にかかわる仕様は、以下のとおりとする。

なお、点検内容は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めた平成30年版建築保全業務共通仕様書に準ずるものとする。

定期点検項目	数量	点検の基準等
1 昇降機保守点検	3台	月次点検1回／月、年次点検4回／年 (建物内2箇所、連絡路1箇所)
2 非常用発電機保守点検	一式	月次点検1回／月
3 受変電設備保守点検	一式	年次点検1回／年(*2)、 月次点検1回／月
4 吸収式冷温水発生機保守点検	2台 (一式)	年次点検6回／年
5 真空式温水機保守点検	一式	年次点検2回／年
6 自動制御機器保守点検 熱源まわり制御、冷却塔、床暖房、ロードヒーティング、オイルタンク制御、空調機、外調機、換気制御、温配水弁制御、ファンコンベクター制御、貯湯槽制御、排水槽制御、水槽管理、消火水槽管理、等その他関連する機器装置を含む	一式	月次点検1回／月
7 中央監視制御装置保守点検 ・セントラルシステム ・ローカルシステム	一式	月次点検1回／月
8 自動ドア制御機器保守点検	14カ所	年次点検4回／年
9 医療ガス設備保守点検	1カ所	年次点検4回／年
10 電気系統設備保守点検 (受変電設備を除く)	一式	月次点検1回／月
11 照明制御システム保守点検(*1) 主操作盤 (MECS-TOTALINK L10) 1系統 256回路アナンシェーター160窓 オンコール	一面	年次点検1回／年(*3)

*1 点検内容は、別添「照明制御システム保守簡易点検仕様書」による。

*2 年度毎に10～3月に実施する。

*3 年度毎に4～9月に実施する。